

北秋田市地域 循環型社会形成推進地域計画  
【第2期】

北秋田市

平成27年 1月6日

第1回変更 平成27年12月9日

第2回変更 平成28年12月8日

## 目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3. 施策の内容	6
4. 計画のフォローアップと事後評価	11

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

市名	秋田県北秋田市 (平成17年3月に鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町が合併)
面積	1,152.57km <sup>2</sup>
人口	35,177人(平成26年3月31日現在)
備考	豪雪、山村及び過疎地域

### (2) 計画期間

本計画は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を計画期間とする。  
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

本市は、秋田県の北部中央に位置し、面積は秋田県全体の約10%を占めている。市北部を横断する米代川中流部の鷹巣盆地を中心として、この盆地と米代川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に優れた農地を形成し、市街地や集落が点在している。

また、県立自然公園に指定されている森吉山麓を中心にクマゲラの棲むブナの原生林や多数の瀑布が散在し、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれている。この豊かな自然環境は、今まで地域にやすらぎと経済効果をもたらし、マタギの生業を伝えてくれた貴重な財産である。環境問題が深刻化する現在、自然との共生が重要な課題となることから、この恵まれた自然環境を活かしたまちづくりを目指している。

平成17年3月、4町が合併し誕生した本市は、これまで、地域差のあったごみの分別・排出基準の平準化を図りながら、ごみの減量と適正処理に取り組んできた。

山村地域特有の小型焼却炉・野焼き等による潜在的な自家処理の撲滅と適正処理の徹底に努めてきており、データ上ごみの排出量原単位は上昇傾向にある。

今後は、人口減少・高齢化など社会情勢の変化と、広範囲な行政面積と依然潜在する違法な自家処理対策等本地域の情勢を踏まえながら、これまで以上に市民・事業者・行政の三者が協働して、ごみの減量化・適正処理に努めることはもちろんのこと、さらに、効率的な廃棄物処理行政への転換と環境への負荷の低減される循環型社会の構築を推進し、現状のごみ排出量原単位を維持していく方向性を基本とする。

効率的な廃棄物処理行政への転換として、し尿処理施設発生汚泥等の可燃ごみとの混合処理を含めて、可燃ごみ処理施設の新設を行うこととする。

また、3Rを基調とした適正なごみ処理体制を市民・事業者と協力し、それぞれの役割と責任を果たしながら、循環型社会の構築に取り組んでいく。

本市では、かつては生活排水による水質汚濁が進行していたが、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになり、水質の改善がみられるようになってきている。しかし、平成25年度末において、計画処理区域内人口の45.6%が生活排水を未処理のまま集落内の側溝及び農業用排水路を通じて、河川等に排出しているのが現状

ある。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが、重要となっており、市民に対して生活排水対策の必要性等について、啓蒙を行うとともに、生活排水処理の目標については、昔ながらの澄んだ川となるよう水質の改善を図るものとする。

生活排水対策の基本として、平成 20 年度策定した「北秋田市生活排水処理整備構想」に基づき水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととしている。

- ① 人口の密集地においては、公共下水道事業及び農業集落排水事業による集合型処理施設を整備する。

地域的制約や経済的に判断し、集合型処理施設の整備に比べ、浄化槽（個別処理）の整備が有利である地域においては、浄化槽設置整備事業による浄化槽の整備を進める。

- ② 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を推進するため、個別の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換を進める。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

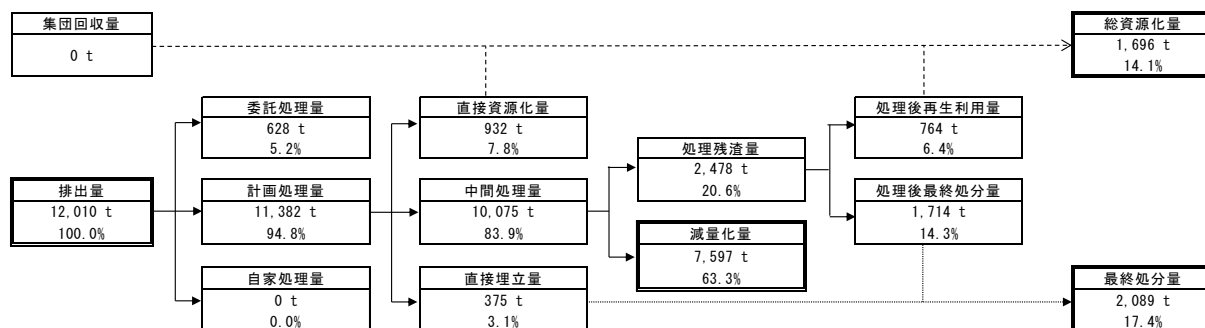
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 25 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、12,010 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 1,696 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量）＋（集団回収量））は 14.1%である。

中間処理による減量化量は 7,597 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 7 割が減量化されており、集団回収を除いた排出量の約 18%に当たる 2,089 トンを埋立処分している。

なお、中間処理のうち、焼却量は 9,515 トンである。焼却施設では、焼却に伴い発生した熱を回収し、場内の暖房や給湯に有効利用している。



注) 括弧内の%は、排出量に対する割合を示している。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー

### (2) 生活排水の処理の現状

平成 25 年度末の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 35,177 人であり、そのうち水洗化人口（処理人口）は 21,101 人、汚水衛生処理率は、60.0%である。

し尿発生量は 10,834k1/年、浄化槽汚泥発生量は 6,123k1/年であり、処理・処分量（収集・運搬量）は 16,957k1/年である。

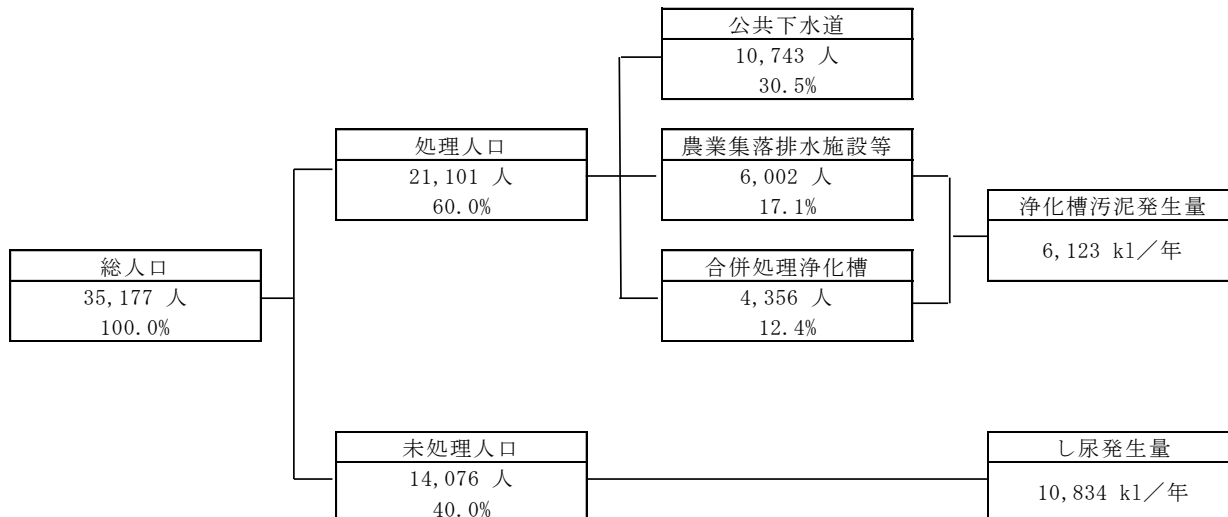


図 2 生活排水の処理状況フロー

(3)一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合※ <sup>1</sup> ) 平成25年度	目 標(割合※ <sup>1</sup> ) 平成32年度
排出量	事業系 総排出量	2,964 t	2,612 t (-11.9%)
	1事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	1.37 t/事業所	1.13 t/事業所(-17.5%)
	家庭系 総排出量	9,046 t	7,858 t (-13.1%)
	1人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	257.2kg/人	251.9kg/人 (-2.1%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	12,010 t	10,470 t (-12.8%)
再生利用量	直接資源化量	932 t (7.8%)	910 t (8.7%)
	総資源化量	1,696 t (14.1%)	1,617 t (15.4%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	熱回収率10%以上を計画
減量化量	中間処理による減量化量	7,597 t (63.3%)	6,910 t (66.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,089 t (17.4%)	1,769 t (16.9%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

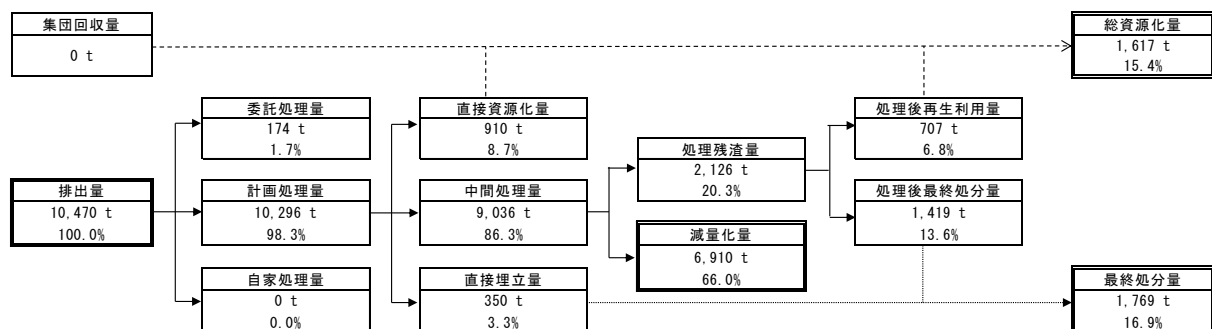
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)〔単位：t〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：t〕

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：t〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：t〕



注) 括弧内の%は、排出量に対する割合を示している。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4)生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 25 年度実績	平成 32 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	10,743 人 ( 30.5%)	16,250 人 ( 52.1%)
	農業集落排水施設等	6,002 人 ( 17.1%)	5,802 人 ( 18.6%)
	合併処理浄化槽等	4,356 人 ( 12.4%)	3,552 人 ( 11.4%)
	未処理人口	14,076 人 ( 40.0%)	5,595 人 ( 17.9%)
	合計	35,177 人 ( 100.0%)	31,199 人 ( 100.0%)
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	10,834 キロリットル	4,517 キロリットル
	浄化槽汚泥量	6,123 キロリットル	5,455 キロリットル
	合計	16,957 キロリットル	9,972 キロリットル

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 直接搬入ごみ量の削減

全行政区域を収集区域としている現状から、直接搬入ごみの多くを事業系の一般ごみが占めているものと考えられる。

今後、産業廃棄物の混入を厳しく取り締まるとともに、事業所への啓発活動を中心とし、事業系一般ごみの減量化を推進するものとする。

##### ①啓発活動の推進

- ・各事業所へのごみ減量化ポスターの配布
- ・再生紙利用の促進

##### ②小売業者への協力依頼

- ・大型小売り店舗でのプラスチックトレイ、牛乳パックの回収ボックス設置
- ・簡易包装の推進

##### イ 資源ごみ分別の徹底

広報誌・廃棄物減量等推進審議会等を通じた啓発活動により、各種資源ごみの可燃ごみ・不燃ごみへの混入を防止するとともに、収集形態(指定ごみ袋)の検討により住民に対する金銭的メリットを与え分別収集への協力推進を図ることとする。

##### ウ 啓発活動の強化

家庭系ごみの減量化、資源化率の改善のため、以下の啓発活動を強化する。

- ・市広報等を活用したごみの現状等の啓発
- ・生ごみ堆肥化等各種講習会の実施

##### エ 学校教育等を通じた啓発

学校教育等を通じた啓発活動は、児童・生徒等への直接的な啓発のみならず、その家族(両親・兄妹等)への間接的な効果も期待できる。

学校授業にとどまらず、廃棄物処理施設への社会見学の実施等により、ごみの減量化の重要性を啓発し、環境意識の高揚を図る。

- ・学校単位での廃品回収の実施
- ・廃棄物処理施設の見学
- ・校外清掃の実施
- ・減量化ポスターコンクールの実施

##### オ 家庭ごみの有料化の検討

有料化の実施に当たっては、住民説明会等により住民の理解を得ると共に、特に実施当初においてパトロール等による実施の徹底が必要となる。

また、指定ごみ袋が1種類の場合には、資源ごみ分別の排出者側の金銭的メリットがないため、分別の徹底による減容効果が全く期待できないため、資源ごみの収集方法の変更が必要となる。



本市において現段階で実施するためには、以下の課題の解決が必要であり、その解決とともに、有料化について更に検討を行うこととする。

- ・有料化についての検討
- ・資源ごみ収集方法の検討

また、有料化による減量効果が持続していない例が全国的に多く見られる。したがって、今後も先行事例の収集に努め、減量効果の持続を図る必要がある。

## (2) 処理体制

ごみ処理の体制は現在、一部民間委託を行いながら北秋田市が主体となって行っており、今後も現状の体制を維持するものとする。

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

現状、北秋田市においては9分別による収集を実施、最終処分場への直接埋立となっている粗大ごみを除き、クリーンリサイクルセンターにおいて中間処理を行っている。

クリーンリサイクルセンター焼却施設の老朽化に対応するため、ごみ処理施設を更新し、し尿処理施設等から発生する汚泥等についても混合処理を行う。

また、粗大ごみ処理施設についても老朽化が進んでおり、当面民間委託により、不燃ごみの処理を行うこととしている。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも家庭ごみの分別区分に準じ、処理・処分を行う。なお、収集については、事業者責任に基づく処理を基本としていることから、事業者による直接搬入または許可業者への委託を指導しており、今後も継続することとしている。

### ウ 生活排水処理の現状と今後

#### ① 地域の特性に応じた汚水処理施設の整備

浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設等の汚水処理施設の整備に当たり、それぞれの特徴を踏まえ、地形等の自然条件、集落の形成など地域の特性を踏まえた整備を行う。

#### ② 浄化槽の整備

- ・浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の整備を進める。
- ・合併処理浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽設置者及び維持管理業者に対し、適切な指導、助言を行い、適正な維持管理体制を確立する。

#### ③ 単独処理浄化槽対策

単独処理浄化槽は汚濁負荷が高く、水質汚濁の要因となっていることから、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進める。

#### ④ 排出削減の推進

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、啓発活動の強化を図る。

- ・広報活動の実施。

- ・ 廃油ポット、三角コーナーネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及。
- ・ 無リン洗剤、せっけんの使用。

#### エ 今後の処理体制の要点

- ◇現状の処理体制の維持を基本とする。
- ◇現状の処理体制維持のためクリーンリサイクルセンター焼却施設の更新を実施する。
- ◇廃棄物処理行政等の効率化のためし尿処理施設及び下水道処理施設の発生汚泥等を新設ごみ処理施設にて混合処理を行う。
- ◇不燃ごみ及び可燃系粗大ごみについて民間委託により処理を行う。
- ◇合併浄化槽の整備推進を行う。

表4 北秋田地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状(平成25年度)					今 後(平成32年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績	分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込	
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	焼却施設	北秋田市一般廃棄物最終処分場(埋立)	7,167t	可燃ごみ	焼却	焼却施設	北秋田市一般廃棄物最終処分場(埋立)	6,150t	
資源ごみ	選別 圧縮 梱包 ストック	リサイクル	クリーンリサイクルセンター リサイクルセンター	(売却)	1,454t	缶類	リサイクル	リサイクルセンター	(売却)	1,370t
						びん類				
						ペットボトル				
						白色トレイ				
						プラスチック製容器包装				
						古紙				
不燃ごみ	破碎・選別	民間委託		425t	不燃ごみ	破碎・選別	民間委託		338t	
粗大ごみ	埋立処分	北秋田市一般廃棄物最終処分場(埋立)		-	粗大ごみ	破碎・選別・焼却	北秋田市一般廃棄物最終処分場(埋立)		-	

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設	北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設整備事業	50t/日	北秋田市坊沢字大野宮後 150	H27～29

【整備理由】

事業番号1： 既存施設の老朽化対応、熱エネルギーの回収・利用

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済基数(基) (平成25年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	810	185	481	H27～H31
浄化槽市町村整備推進事業	233	—	—	
その他地方単独事業	—	—	—	
合計	1,043	185	481	

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していく。

ア 不法投棄防止対策

不法投棄防止に向けた施策、環境監視員によるパトロールの強化、立て看板の設置、広報誌による注意・喚起を行い不法投棄の防止を図る。

また、不法投棄の撲滅に向け、関係機関と対策会議を開催し、連携を図る。

イ 災害廃棄物処理対策

大規模災害発生時の廃棄物の処理について検討し、災害廃棄物処理計画を策定する。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、秋田県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、結果を取りまとめたうえ、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成27年度)

1 地域の概要

(1)地域名	秋田県北秋田市地域	(2)地域内人口	35,177人(平成26年3月31日現在)	(3)地域面積	1,152.5km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	北秋田市	(5)地域の要件	人口 (面積) 沖縄 離島 奄美 (豪雪) (山村) 半島 (過疎) その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成32年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	2,989	2,870	2,780	2,580	2,942	2,964	2,612(H25比-11.9%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.34	1.33	1.28	1.19	1.36	1.37	1.13(H25比-17.5%)
	家庭系 総排出量(トン)	9,553	9,294	9,162	9,052	9,174	9,046	7,858(H25比-13.1%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	250.4	247.8	247.8	249.4	256.2	257.2	251.9(H25比- 2.1%)
	集団回収量(トン)	-	-	-	-	-	-	-
	合計 事業系家庭系排出量合計	12,542	12,164	11,942	11,632	12,116	12,010	10,470(H25比-12.8%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	478(4%)	418(3%)	362(3%)	199(2%)	928(8%)	932(8%)	910(9%)
	総資源化量(トン)	2,165(17%)	1,997(16%)	1,850(15%)	1,789(15%)	1,699(14%)	1,696(14%)	1,617(15%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-	-
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	7,986(64%)	7,810(64%)	7,822(65%)	6,831(59%)	7,657(63%)	7,597(63%)	6,910(66%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,284(18%)	2,342(19%)	2,141(18%)	2,087(18%)	2,146(18%)	2,089(17%)	1,769(17%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
廃棄物処理施設	北秋田市	ストーカー式焼却炉 准連続運転	60トン/日	H2.3	H30.4	老朽化	ストーカー式あるいは流動床式 准連続運転	H30.4	50トン/日	更新

#### 4 生活排水の現状と目標

指標：単位		過去の状況・現状						目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成32度
総人口		38,158	37,510	36,968	36,298	35,805	35,177	31,199
公共下水道	汚水衛生処理人口	9,712	10,142	10,282	10,184	10,440	10,743	16,250
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	25.5%	27.0%	27.8%	28.1%	29.2%	30.5%	52.1%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	6,148	6,069	6,149	6,217	5,908	6,002	5,802
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	16.1%	16.2%	16.6%	17.1%	16.5%	17.1%	18.6%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	4,417	4,366	4,205	4,240	4,308	4,356	3,552
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	11.6%	11.6%	11.4%	11.7%	12.0%	12.4%	11.4%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	17,881	16,933	16,332	15,657	15,149	14,076	5,595

#### 5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	北秋田市	810	2,694	H5	185	481	H32	
浄化槽市町村整備推進事業	北秋田市	233	586	H14				

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成27年度)

事業種別	事業番号	事業主体 名 称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度			
○エネルギー回収推進施設整備事業							5,411,772	156,186	1,129,515	4,126,071	0	0	4,421,702	140,400	905,387	3,375,915	0	0	
ごみ処理施設整備事業	1	北秋田市	50	t/d	H27	H29	5,411,772	156,186	1,129,515	4,126,071	0	0	4,421,702	140,400	905,387	3,375,915	0	0	
○浄化槽に関する事業							74,020	14,804	14,804	14,804	14,804	14,804	74,020	14,804	14,804	14,804	14,804	14,804	
浄化槽設置整備事業	2	北秋田市	185	基	H27	H31	74,020	14,804	14,804	14,804	14,804	14,804	74,020	14,804	14,804	14,804	14,804	14,804	
合 計							5,485,792	170,990	1,144,319	4,140,875	14,804	14,804	4,495,722	155,204	920,191	3,390,719	14,804	14,804	



地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
排出抑制、再使用の推進に関するもの	11	直接搬入ごみ量の削減	①啓発活動の推進 ②小売業者への協力依頼	北秋田市	H27	H31	否	事業実施					
	12	資源ごみ分別の徹底	広報誌・廃棄物減量等推進審議会等を通じた啓発活動により、各種資源ごみの可燃ごみ・不燃ごみへの混入を防止すると共に、収集形態(指定ごみ袋)の検討により住民に対する金銭的メリットを与え分別収集への協力推進を図ることとする。	北秋田市	H27	H31	否	事業実施					
	13	啓発活動の強化	・市広報等を活用したごみの現状等の啓発 ・生ごみ堆肥化等各種講習会の実施	北秋田市	H27	H31	否	事業実施					
	14	学校教育等を通じた啓発	・学校単位での廃品回収の実施 ・廃棄物処理施設の見学 ・校外清掃の実施 ・減量化ポスターコンクールの実施	北秋田市	H27	H31	否	事業実施					
	15	家庭ごみの有料化	・有料化についての住民の理解を得る ・価格設定根拠の検討 ・資源ごみ収集方法の検討	北秋田市	H27	H31	否	事業実施					
処理体制の構築、変更に関するもの													
処理施設の整備に関するもの	1	エネルギー回収推進施設整備事業	ごみ処理施設整備事業	北秋田市	H27	H29	要	事業実施					
	2	合併浄化槽整備	合併処理浄化槽の整備	北秋田市	H27	H31	要	事業実施					
施設整備に係る計画支援に関するもの													
その他	41	不法投棄防止対策	不法投棄防止に向けた施策、環境監視員によるパトロールの強化、立て看板の設置、広報誌による注意・喚起を行い不法投棄の防止を図る。 また、不法投棄の撲滅に向け、関係機関と対策会議を開催し、連携を図る。	北秋田市	H27	H31		事業実施					
	42	災害廃棄物処理対策	大規模災害発生時の廃棄物の処理について検討し、災害廃棄物処理計画を策定する。	北秋田市	H29	H29		事業実施					

## 施設概要（エネルギー回収推進施設系）

都道府県名 秋田県

(1) 事業主体名	北秋田市
(2) 施設名称	北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設
(3) 工期	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度
(4) 施設規模	処理能力 50 t / 日 (25 t × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式あるいは流動床式 准連続運転
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 (有) (熱回収率 10%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	現有施設の老朽化に対応するため、施設を更新することとする。 なお、廃棄物処理等行政の効率化のため、し尿処理施設及び下水道処理施設の発生汚泥等を混合処理することとする。
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 (無)

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 $\text{Nm}^3 / \text{t}$ 2. 発生ガス量 $\text{Nm}^3 / \text{日}$
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	5,411,772 千円
------------	--------------

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 秋田県

(1) 事業主体名	北秋田市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を図るため計画的に整備する。
(4) 事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3 アの(ウ) (キ) 水道水源の流域及び雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 74,020 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業】

区分	交付対基数 (481人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	85 基 ( 221 人分)	0 基	29,920	29,920	29,920
6～7人槽	100 基 ( 260 人分)	0 基	44,100	44,100	44,100
8～10人槽	基 ( 人分)	基			
11～20人槽	基 ( 人分)	基			
21～30人槽	基 ( 人分)	基			
31～50人槽	基 ( 人分)	基			
51人槽以上	基 ( 人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	185 基 ( 481 人分)	0 基	74,020	74,020	74,020

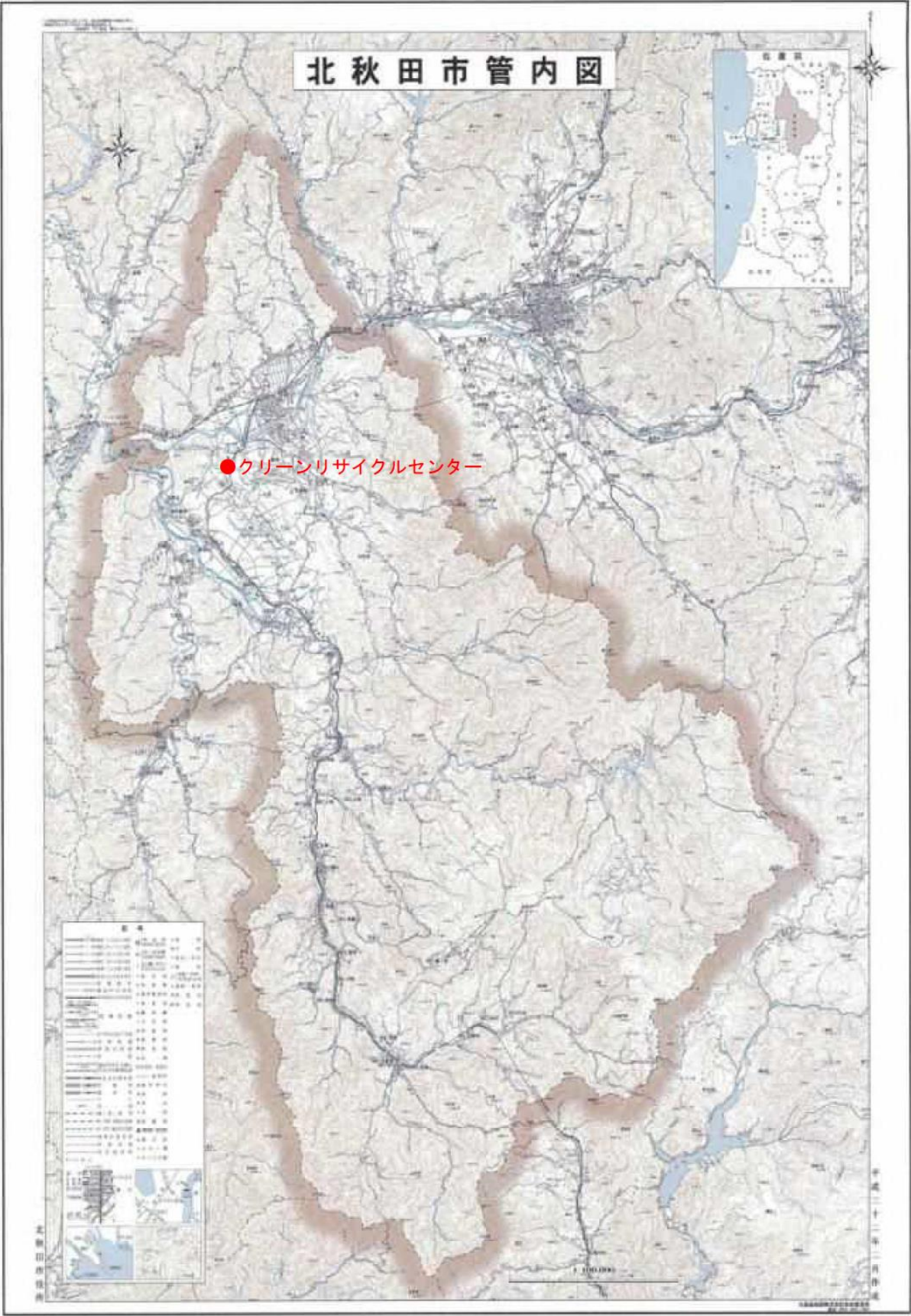
## ○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

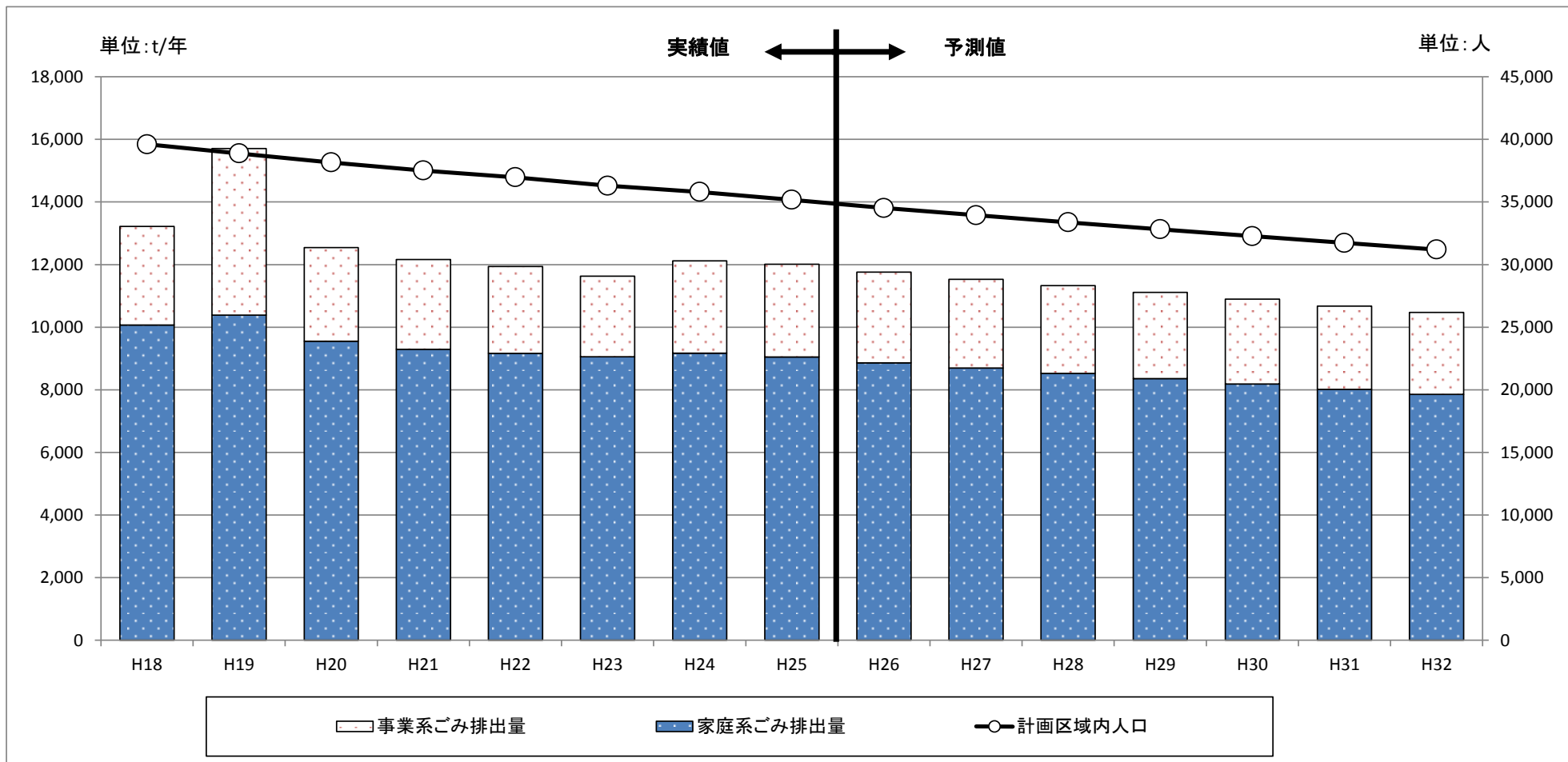
市町村総人口 \_\_\_\_\_ 市町村世帯数 \_\_\_\_\_  
 対象地域人口 \_\_\_\_\_ 対象地域世帯数 \_\_\_\_\_

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

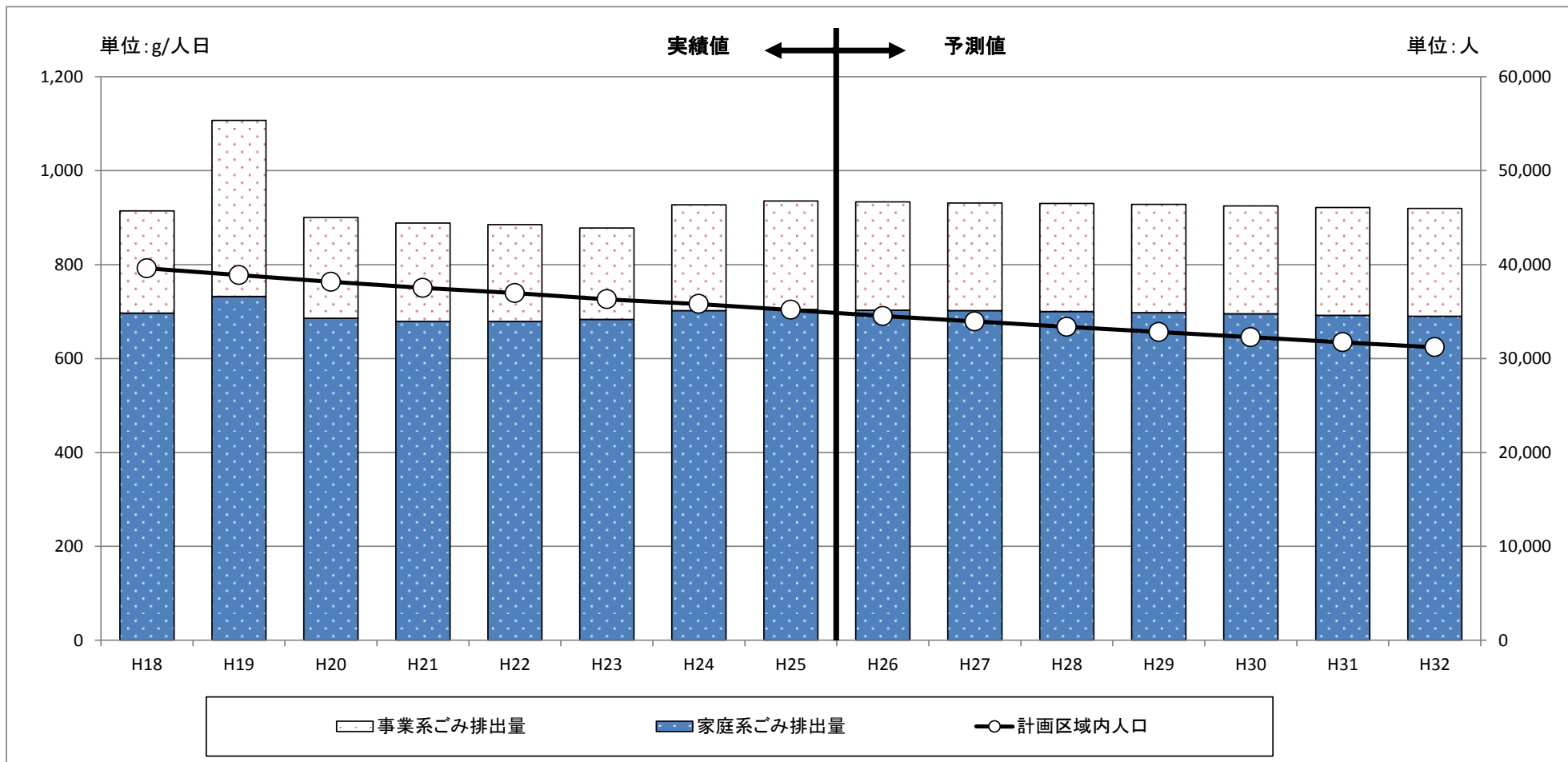


添付資料 1



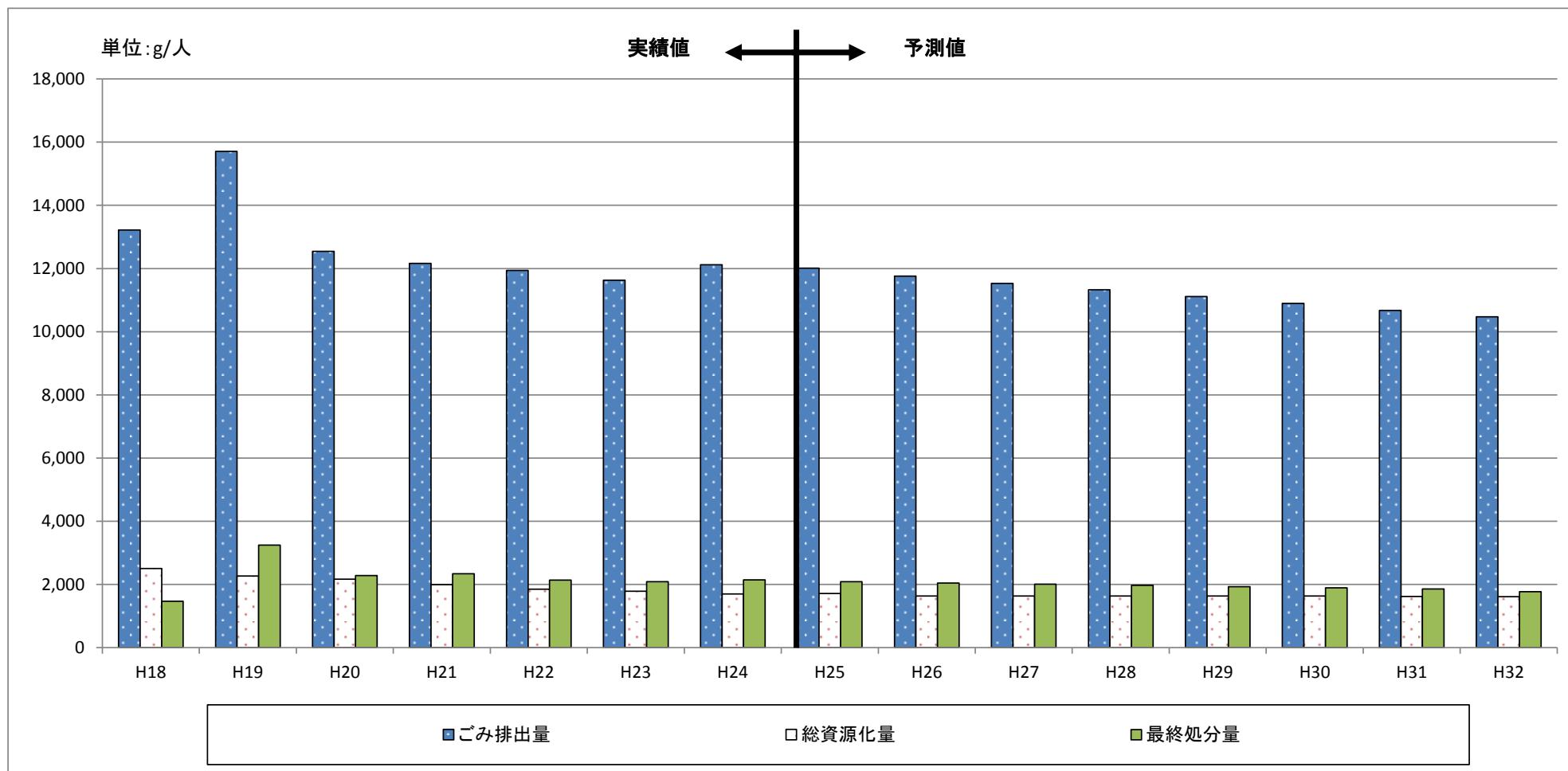
添付資料 1 ごみ排出量と計画区域内人口の推移

添付資料 2



添付資料 2 ごみ排出原単位と計画区域内人口の推移

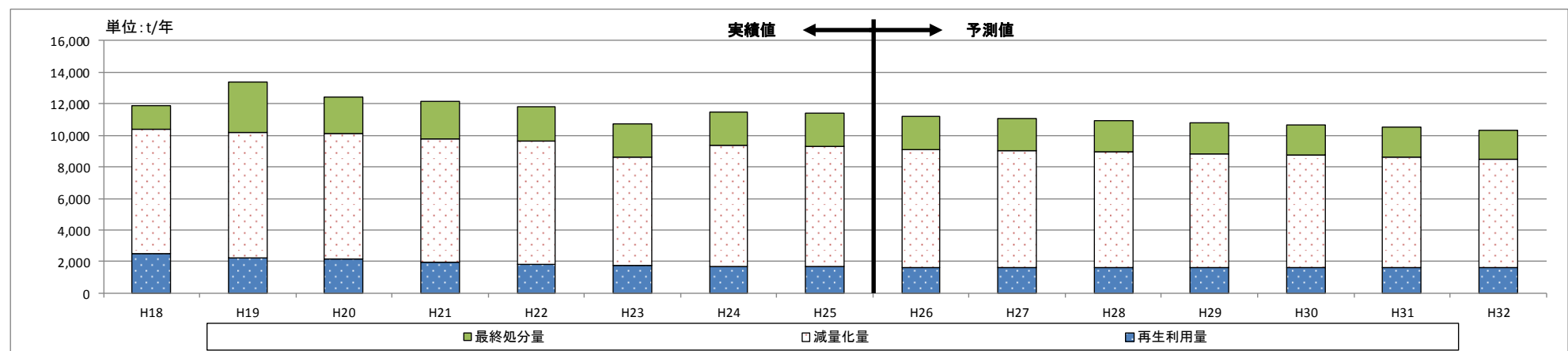
添付資料 3



添付資料 3 ごみ排出量と総資源化量及び最終処分量の推移

添付資料 4

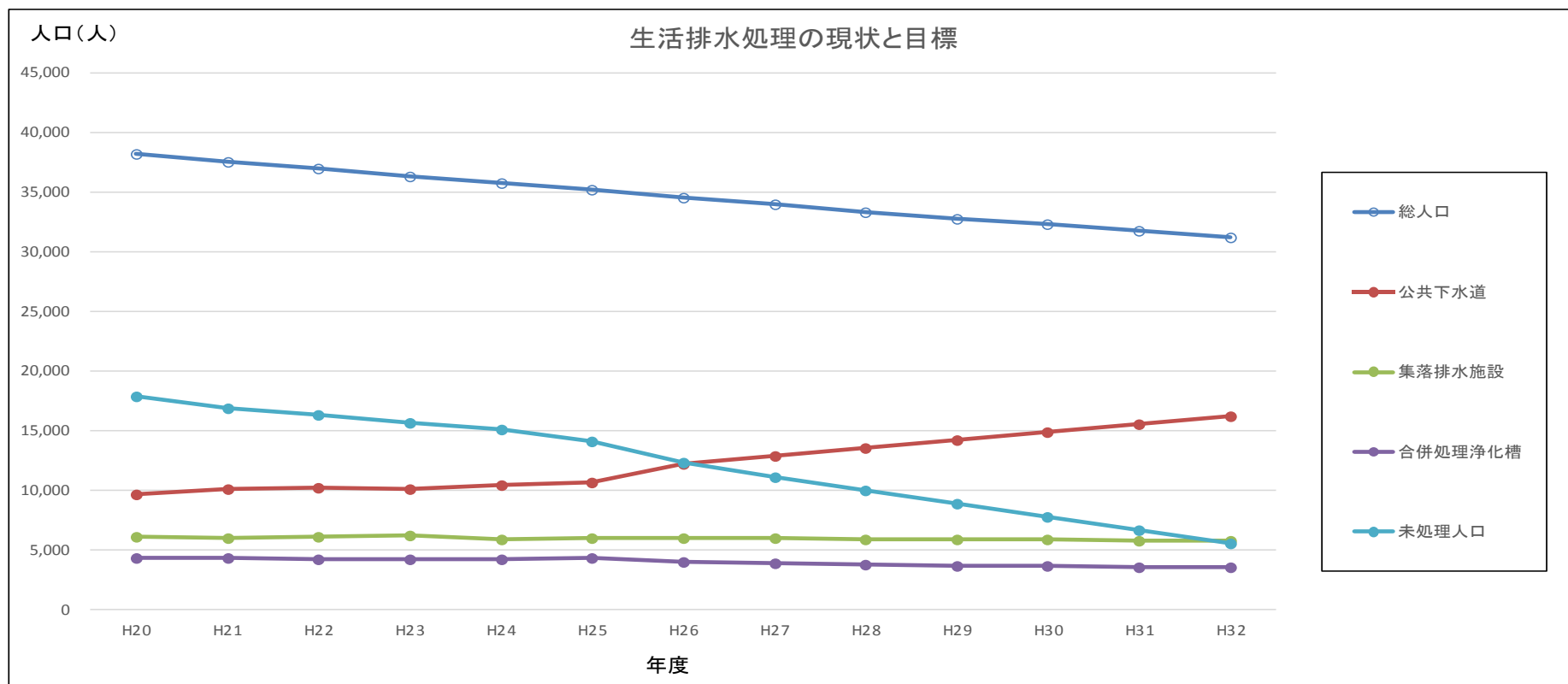
指標・単位		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
計画処理区域内人口 (下段：H25=100%とした場合)		39,602 112.6%	38,879 110.5%	38,158 108.5%	37,510 106.6%	36,968 105.1%	36,298 103.2%	35,805 101.8%	35,177 100.0%	34,515 98.1%	33,939 96.5%	33,372 94.9%	32,815 93.3%	32,267 91.7%	31,729 90.2%	31,199 88.7%	
排出量 (各下段： H25からの増 減率)	事業系	総排出量	3,150 6.3%	5,319 79.5%	2,989 0.8%	2,870 -3.2%	2,780 -6.2%	2,580 -13.0%	2,942 -0.7%	2,964 0.0%	2,902 -2.1%	2,839 -4.2%	2,804 -5.4%	2,757 -7.0%	2,708 -8.6%	2,660 -10.3%	2,612 -11.9%
		1事業所当たりの排出量	1.41 2.9%	2.39 74.5%	1.34 -2.2%	1.33 -2.9%	1.28 -6.6%	1.19 -13.1%	1.36 -0.7%	1.37 0.0%	1.34 -2.2%	1.3 -5.1%	1.27 -7.3%	1.23 -10.2%	1.19 -13.1%	1.16 -15.3%	1.13 -17.5%
	家庭系	総排出量	10,068 11.3%	10,387 14.8%	9,553 5.6%	9,294 2.7%	9,162 1.3%	9,052 0.1%	9,174 1.4%	9,046 0.0%	8,858 -2.1%	8,693 -3.9%	8,525 -5.8%	8,358 -7.6%	8,187 -9.5%	8,013 -11.4%	7,858 -13.1%
		1人当たりの排出量	254.2 -1.2%	267.2 3.9%	250.4 -2.6%	247.8 -3.7%	247.8 -3.7%	249.4 -3.0%	256.2 -0.4%	257.2 0.0%	256.6 -0.2%	256.1 -0.4%	255.5 -0.7%	254.7 -1.0%	253.7 -1.4%	252.5 -1.8%	251.9 -2.1%
	合計	事業系家庭系排出量合計	13,218 10.1%	15,706 30.8%	12,542 4.4%	12,164 1.3%	11,942 -0.6%	11,632 -3.1%	12,116 0.9%	12,010 0.0%	11,760 -2.1%	11,532 -4.0%	11,329 -5.7%	11,115 -7.5%	10,895 -9.3%	10,673 -11.1%	10,470 -12.8%
	再生利用量	直接資源化量 (下段：排出量合計に対する割合)	618 4.7%	493 3.1%	478 3.8%	418 3.4%	362 3.0%	199 1.7%	928 7.7%	932 7.8%	929 7.9%	926 8.0%	923 8.1%	920 8.3%	917 8.4%	914 8.6%	910 8.7%
総資源化量 (下段：排出量合計に対する割合)		2,502 18.9%	2,268 14.4%	2,165 17.3%	1,997 16.4%	1,850 15.5%	1,789 15.4%	1,699 14.0%	1,696 14.1%	1,635 13.9%	1,639 14.2%	1,639 14.5%	1,635 14.7%	1,635 15.0%	1,624 15.2%	1,617 15.4%	
減量化量	中間処理による減量化量 (下段：排出量合計に対する割合)	7,919 59.9%	7,901 50.3%	7,986 63.7%	7,810 64.2%	7,822 65.5%	6,831 58.7%	7,657 63.2%	7,597 63.3%	7,499 63.8%	7,401 64.2%	7,303 64.5%	7,205 64.8%	7,107 65.2%	7,009 65.7%	6,910 66.0%	
最終処分量	埋立最終処分量 (下段：排出量合計に対する割合)	1,470 11.1%	3,248 20.7%	2,284 18.2%	2,342 19.3%	2,141 17.9%	2,087 17.9%	2,146 17.7%	2,089 17.4%	2,071 17.6%	2,028 17.6%	1,989 17.6%	1,954 17.6%	1,917 17.6%	1,879 17.6%	1,769 16.9%	





添付資料 5

現状と目的のトレンドグラフ(汚水衛生処理人口)

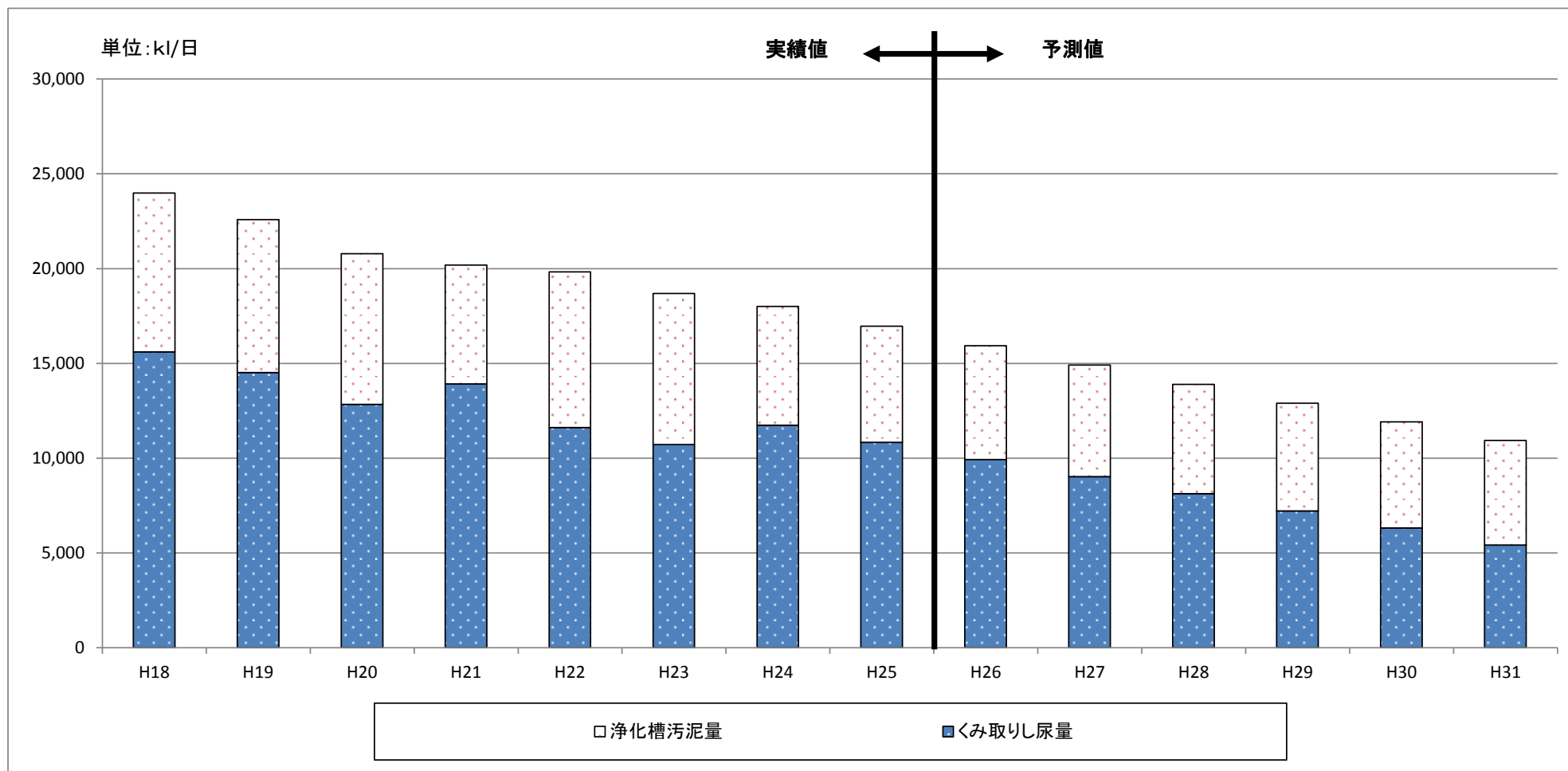


(単位:人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総人口	38,158	37,510	36,968	36,298	35,805	35,177	34,515	33,939	33,372	32,815	32,267	31,729	31,199
公共下水道	9,712	10,142	10,282	10,184	10,440	10,743	12,206	12,880	13,554	14,228	14,902	15,576	16,250
集落排水施設	6,148	6,069	6,149	6,217	5,908	6,002	6,013	5,979	5,944	5,909	5,874	5,838	5,802
合併処理浄化槽	4,417	4,366	4,205	4,240	4,308	4,356	3,993	3,895	3,807	3,729	3,660	3,602	3,552
未処理人口	17,881	16,933	16,332	15,657	15,149	14,076	12,303	11,185	10,067	8,949	7,831	6,713	5,595

添付資料 5 生活排水処理の現状と目標

添付資料 6



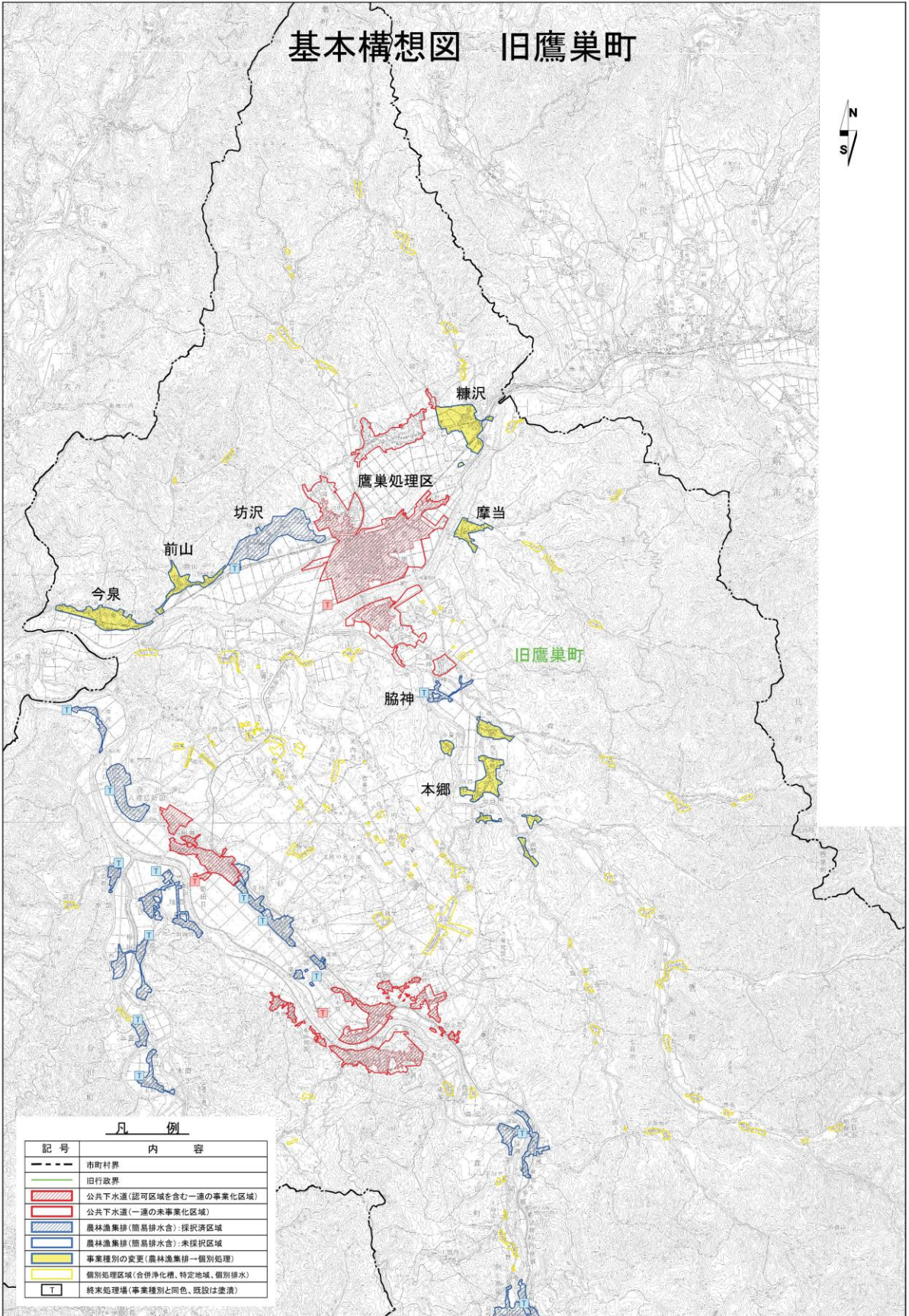
添付資料 6 し尿・浄化槽汚泥量の推移

添付資料 7

添付資料 7 生活排水の現状と目標の設定に関する表

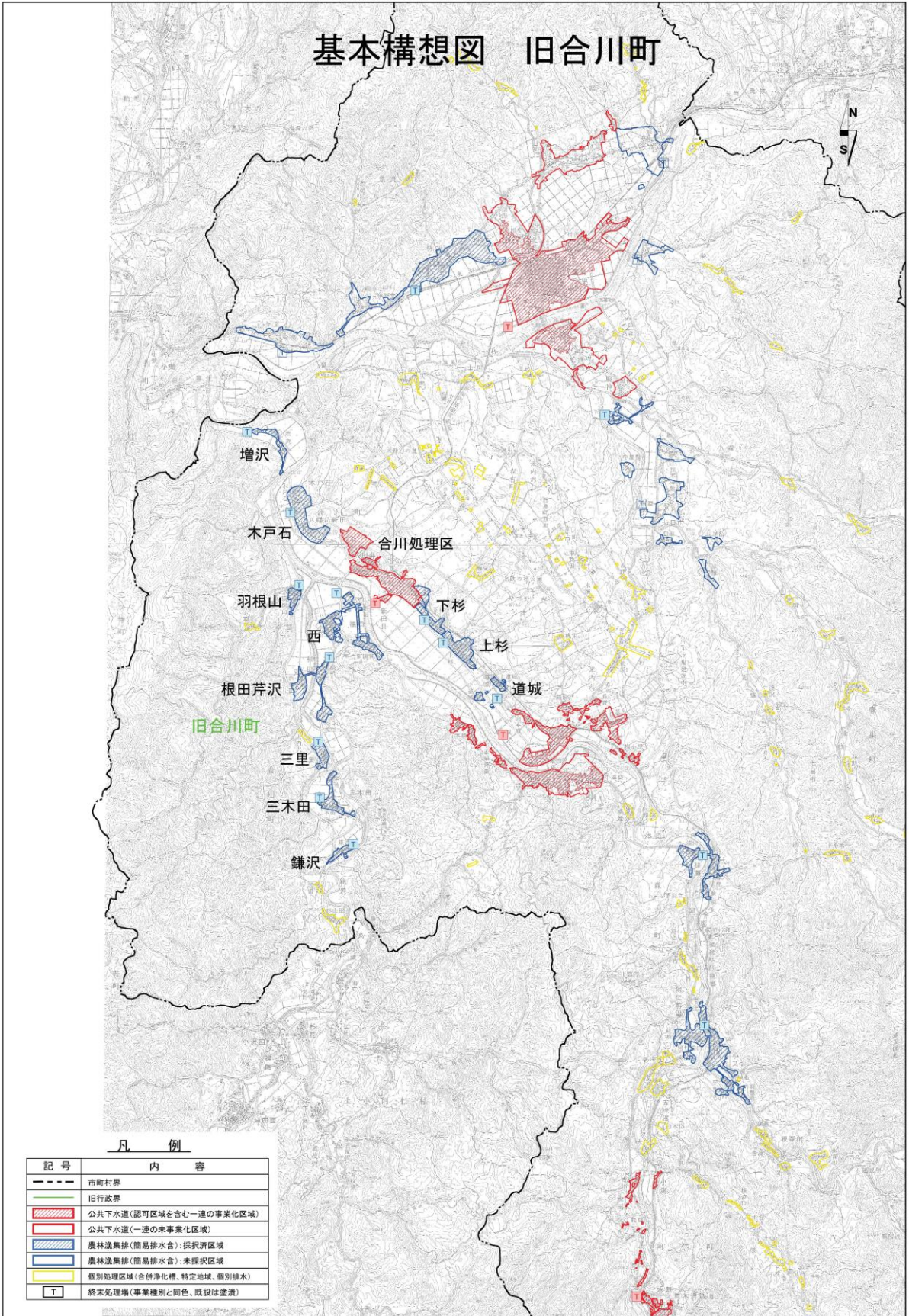
		指標：単位	実績							将来						
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総人口		(人)	39,602	38,879	38,158	37,510	36,968	36,298	35,805	35,177	34,210	33,414	32,616	31,818	31,021	30,392
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	(人)	8,401	9,171	9,712	10,142	10,282	10,184	10,440	10,743	11,409	11,831	12,231	12,616	12,962	13,131
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(%)	21.2%	23.6%	25.5%	27.0%	27.8%	28.1%	29.2%	30.5%	33.3%	35.4%	37.5%	39.7%	41.8%	43.2%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	(人)	6,465	6,343	6,148	6,069	6,149	6,217	5,908	6,002	5,808	5,739	5,657	5,569	5,465	5,384
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(%)	16.3%	16.3%	16.1%	16.2%	16.6%	17.1%	16.5%	17.1%	17.0%	17.2%	17.3%	17.5%	17.6%	17.7%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	(人)	4,278	4,466	4,417	4,366	4,205	4,240	4,308	4,356	4,274	4,239	4,201	4,161	4,119	4,084
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(%)	10.8%	11.5%	11.6%	11.6%	11.4%	11.7%	12.0%	12.4%	12.5%	12.7%	12.9%	13.1%	13.3%	13.4%
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	(人)	20,458	18,899	17,881	16,933	16,332	15,657	15,149	14,076	12,719	11,605	10,527	9,472	8,475	7,793
し尿・浄化槽汚泥量		(k l)	23,986	22,583	20,779	20,183	19,825	18,691	17,999	16,957	15,927	14,908	13,899	12,902	11,914	10,938
	くみ取りし尿量	(k l)	15,603	14,521	12,839	12,157	11,612	10,714	11,737	10,834	9,931	9,029	8,126	7,224	6,321	5,419
	浄化槽汚泥量	(k l)	8,383	8,062	7,940	8,026	8,213	7,977	6,262	6,123	5,996	5,879	5,773	5,678	5,593	5,519

# 基本構想図 旧鷹巣町



凡 例	
記号	内 容
---	市町村界
—	旧行政界
■ (Red)	公共下水道(認可区域を含む一連の事業化区域)
■ (Light Red)	公共下水道(一連の未事業化区域)
■ (Blue)	農林漁業排(簡易排水舎):採択区域
■ (Light Blue)	農林漁業排(簡易排水舎):未採択区域
■ (Yellow)	事業種別の変更(農林漁業排一個別処理)
■ (Light Yellow)	個別処理区域(合併浄化槽、特定地域、個別排水)
T	終末処理場(事業種別と同色、既設は塗潰)

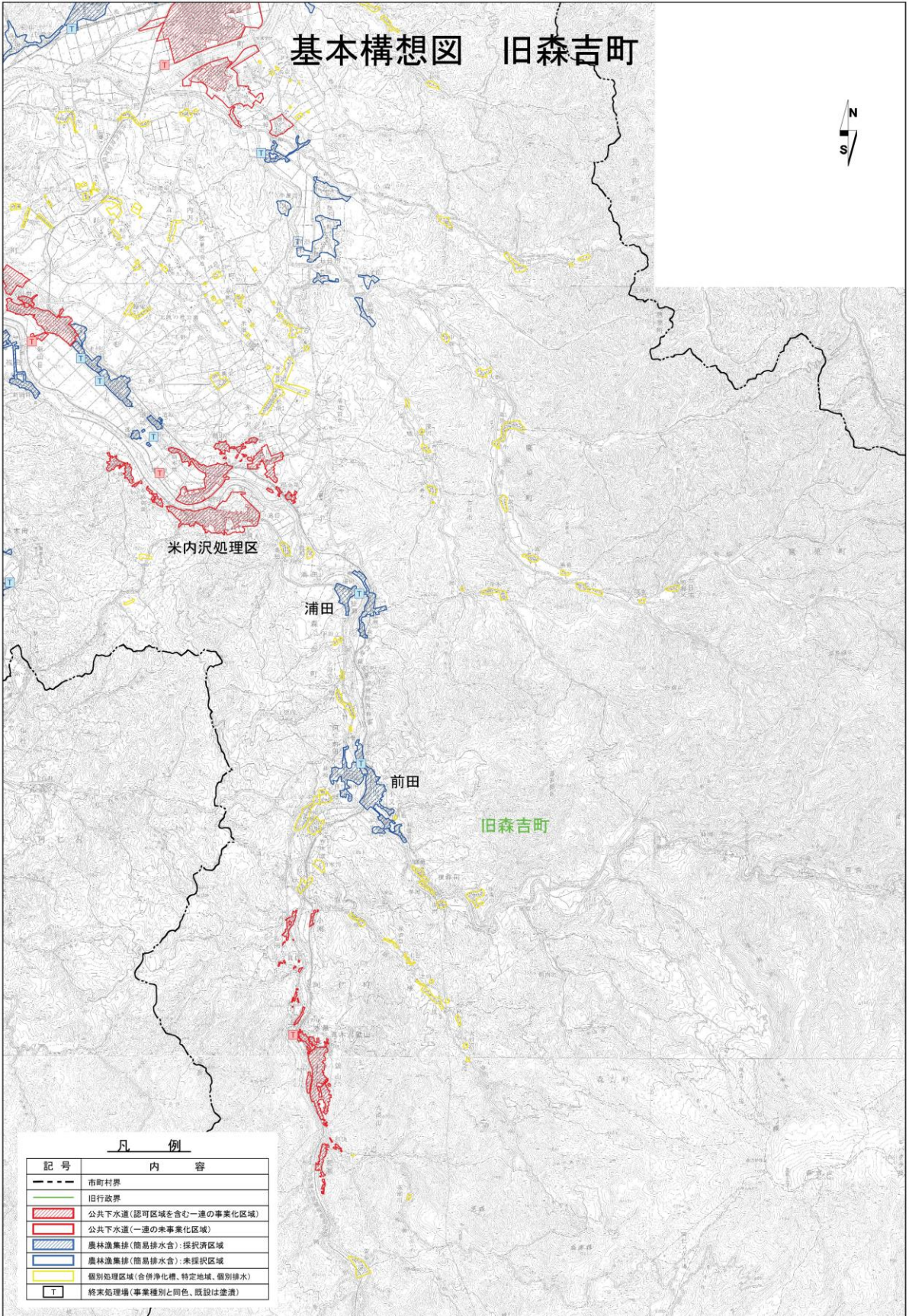
# 基本構想図 旧合川町



## 凡 例

記号	内 容
---	市町村界
---	旧行政界
■	公共下水道(認可区域を含む一連の事業化区域)
■	公共下水道(一連の未事業化区域)
■	農林漁集排(簡易排水舎):採択済区域
■	農林漁集排(簡易排水舎):未採択区域
■	個別処理区域(合併浄化槽、特定地域、個別排水)
■	終末処理場(事業種別と同色、既設は塗潰)

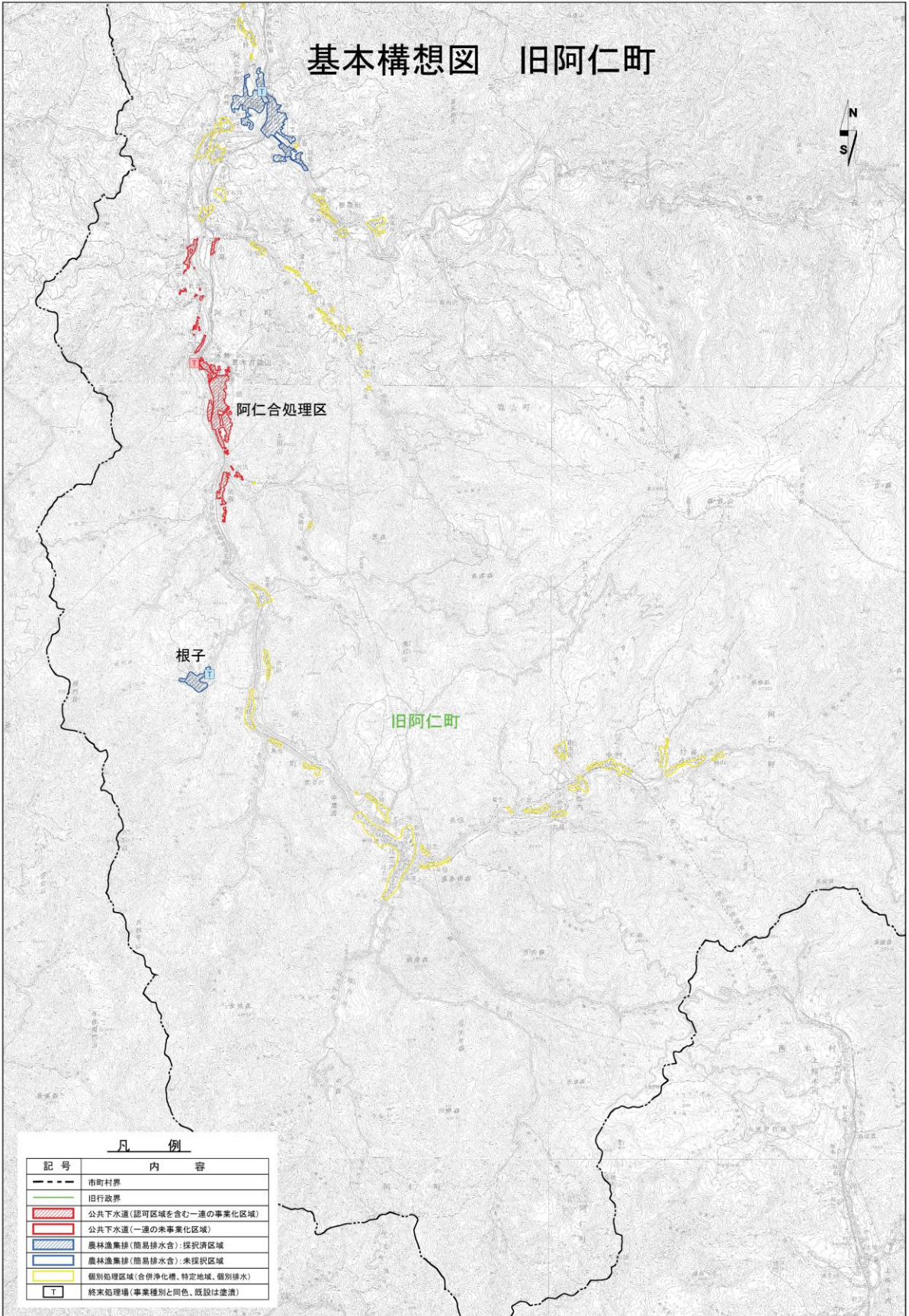
# 基本構想図 旧森吉町



## 凡 例

記号	内 容
---	市町村界
—	旧行政界
■ (red hatched)	公共下水道(認可区域を含む一連の事業化区域)
■ (red)	公共下水道(一連の未事業化区域)
■ (blue hatched)	農林漁集排(簡易排水舎):採択済区域
■ (blue)	農林漁集排(簡易排水舎):未採択区域
■ (yellow)	個別処理区域(合併浄化槽、特定地域、個別排水)
□ (white)	終末処理場(事業種別と同色、既設は塗潰)

# 基本構想図 旧阿仁町



## 凡 例

記号	内 容
---	市町村界
—	旧行政界
■ (red)	公共下水道(認可区域を含む一連の事業化区域)
■ (white)	公共下水道(一連の未事業化区域)
■ (blue)	農林漁集排(簡易排水舎):採択済区域
■ (white)	農林漁集排(簡易排水舎):未採択区域
■ (yellow)	個別処理区域(合併浄化槽、特定地域、個別排水)
■ (white)	終末処理場(事業種別と同色、既設は塗潰)